

## 平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成21年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

昨年10月に全国健康保険協会が設立され、健康保険業務が社会保険庁から同協会に移管されたところであり、さらに来年1月には日本年金機構が設立され、年金業務が同機構に移管されることとなる。

平成21年度（4月～12月）は、社会保険庁の最後の事業年度であり、同庁は、年金記録問題により損なわれた国民の信頼を回復するため、引き続きこの問題に最優先に取り組む必要がある。

また、最後まで徹底した業務改革、組織改革を進めながら、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務といった社会保険の基本となる各業務を着実に実施していく必要がある。

さらに、これら業務とあわせて、新たに設立される日本年金機構の組織、業務の運営を円滑に行うための準備に取り組むことにより、同機構が、国民の生活の安定を保障する公的年金制度の事業運営を担う組織として、真に国民に信頼される組織に再生するために全力を尽くす必要がある。

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p><b>1 適用事務に関する事項</b></p> <p>(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p><b>【参考統計】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者数 20,353,751人</li> <li>・第1号資格取得者数 5,407,656人</li> <li>・第1号資格喪失者数 6,284,724人</li> </ul>
<p>(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>○重点加入指導実施事業所数：前年度実績と同程度（期間を考慮して12分の9）</p>	<p><b>【参考指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 39,407事業所</li> <li>・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 3,583事業所 (平成20年度上半期 966事業所)</li> </ul>

	参考指標等 (平成19年度実績)
	<p><b>【参考指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所調査効果件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>[資格得喪関係] 厚生年金保険： 23, 382件</li> <li>政府管掌健康保険： 20, 373件</li> <li>[標準報酬月額関係] 厚生年金保険： 39, 311件</li> <li>政府管掌健康保険： 37, 327件</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>【参考統計】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険： 78, 467事業所</li> <li>政府管掌健康保険： 77, 000事業所</li> <li>船員保険： 138事業所</li> </ul> </li> <li>全被保険者資格喪失事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険： 40, 121事業所</li> <li>政府管掌健康保険： 39, 596事業所</li> <li>船員保険： 166事業所</li> </ul> </li> <li>適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険： 1, 715, 590事業所</li> <li>政府管掌健康保険： 1, 582, 047事業所</li> <li>船員保険： 6, 173事業所</li> </ul> </li> <li>賞与支払事業所数 (年度延数) <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険： 1, 895, 238事業所</li> <li>政府管掌健康保険： 1, 601, 448事業所</li> <li>船員保険： 4, 025事業所</li> </ul> </li> <li>資格取得被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険： 7, 424, 684人</li> <li>政府管掌健康保険： 4, 945, 206人</li> <li>船員保険： 25, 402人</li> </ul> </li> <li>資格喪失被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険： 6, 642, 565人</li> <li>政府管掌健康保険： 4, 632, 242人</li> <li>船員保険： 26, 076人</li> </ul> </li> <li>被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険： 34, 570, 097人</li> <li>政府管掌健康保険： 19, 806, 788人</li> <li>船員保険： 62, 804人</li> </ul> </li> <li>被扶養者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>政府管掌健康保険： 16, 487, 541人</li> <li>船員保険： 94, 602人</li> </ul> </li> </ul>

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）																		
<p><b>2 保険料等収納事務に関する事項</b></p> <p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成21年度においては、平成15年度から平成19年度に納付率を80%とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成19年度分保険料の最終的な納付率について、平成18年度分保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成21年12月までの平成19年度分保険料の納付率について、前年同期（平成20年12月）の平成18年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。</p>	<p><b>【参考指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 催告状発行件数 <span style="float: right;">823万件</span></li> <li>・ 電話納付督促件数 <span style="float: right;">393万件</span></li> <li>・ 戸別訪問件数 <span style="float: right;">1,431万件</span></li> <li>・ 最終催告状発送件数 <span style="float: right;">40,727件</span></li> <li>・ 保険料納付月数 <span style="float: right;">11,609万月</span></li> <li>・ 保険料納付対象月数 <span style="float: right;">18,153万月</span></li> <li>・ 免除件数 <span style="float: right;">3,146,214件</span></li> <li>・ 若年者納付猶予件数 <span style="float: right;">369,325件</span></li> <li>・ 学生納付特例件数 <span style="float: right;">1,657,334件</span></li> <li>・ 督促状送付件数 <span style="float: right;">8,980件</span></li> <li>・ コンビニ収納件数 <span style="float: right;">874万件</span></li> <li>・ 追納件数 <span style="float: right;">728,740件</span></li> </ul>																		
<p>(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○ 保険料収納率<sup>注)</sup></p> <p>厚生年金保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める    全国健康保険協会管掌健康保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める    船員保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める</p> <p>○ 口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上    全国健康保険協会管掌健康保険：85%以上    船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p><b>【参考指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差押え実施事業所数（実事業所数） <span style="float: right;">12,879件</span></li> <li>・ 滞納事業所数 <span style="float: right;">123,655件</span></li> <li>・ 労働保険との共通調査事業所数 <span style="float: right;">1,545件</span></li> <li>・ 労働保険との共通滞納事業所選定数 <span style="float: right;">3,142件</span></li> <li>・ 保険料収納率           <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">厚生年金保険：</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">98.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政府管掌健康保険：</td> <td style="text-align: right;">97.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船員保険：</td> <td style="text-align: right;">93.3%</td> </tr> </table> </li> <li>・ 口座振替実施率           <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">厚生年金保険：</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">83.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政府管掌健康保険：</td> <td style="text-align: right;">84.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船員保険：</td> <td style="text-align: right;">56.1%</td> </tr> </table> </li> </ul>		厚生年金保険：	98.7%		政府管掌健康保険：	97.8%		船員保険：	93.3%		厚生年金保険：	83.5%		政府管掌健康保険：	84.6%		船員保険：	56.1%
	厚生年金保険：	98.7%																	
	政府管掌健康保険：	97.8%																	
	船員保険：	93.3%																	
	厚生年金保険：	83.5%																	
	政府管掌健康保険：	84.6%																	
	船員保険：	56.1%																	

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p><b>3 保険給付事務に関する事項</b></p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>障害基礎年金：3か月以内  障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p><b>【参考指標】</b></p> <p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2,366,932部</p> <hr/> <p><b>【参考統計】</b></p> <p>・年金給付費 基礎年金（国民年金）：16兆1,481億円  厚生年金：22兆3,179億円</p> <p>・年金受給権者数 基礎年金（国民年金）：26,387,421人  厚生年金：27,501,985人  船員保険（新法）：2,212人</p> <p>・新規裁定受給権者数 基礎年金（国民年金）：595,652人  厚生年金：2,017,202人  船員保険（新法）：75人</p>
<p>(2) 船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金：3週間以内  出産手当金：3週間以内  出産育児一時金：3週間以内  家族出産育児一時金：3週間以内  葬祭料：3週間以内  家族葬祭料：3週間以内</p>	<p><b>【参考統計】</b></p> <p>・現金給付費 船員保険：53億円</p> <p>・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）  船員保険：6.50日</p>

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p><b>4 年金記録問題への対応</b></p> <p>(1) 年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。</p>	



<p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）</p> <p>船員保険：内容点検 983円以上 外傷点検 591円以上</p>	<table border="0"> <tr> <td>・医療費通知件数</td> <td>船員保険：</td> <td>60,035件</td> </tr> <tr> <td>・求償件数</td> <td>船員保険：</td> <td>389件</td> </tr> <tr> <td>・求償決定額</td> <td>船員保険：</td> <td>42,016,008円</td> </tr> <tr> <td>・レセプト点検効果額総額（船員保険）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容点検</td> <td>82,359千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外傷点検</td> <td>49,483千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格点検</td> <td>413,071千円</td> </tr> </table> <hr/> <p><b>【参考統計】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・医療給付費</td> <td>船員保険：</td> <td>203億円</td> </tr> </table>	・医療費通知件数	船員保険：	60,035件	・求償件数	船員保険：	389件	・求償決定額	船員保険：	42,016,008円	・レセプト点検効果額総額（船員保険）				内容点検	82,359千円		外傷点検	49,483千円		資格点検	413,071千円	・医療給付費	船員保険：	203億円
・医療費通知件数	船員保険：	60,035件																							
・求償件数	船員保険：	389件																							
・求償決定額	船員保険：	42,016,008円																							
・レセプト点検効果額総額（船員保険）																									
	内容点検	82,359千円																							
	外傷点検	49,483千円																							
	資格点検	413,071千円																							
・医療給付費	船員保険：	203億円																							
<p>(2) 船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。 特に、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。 平成21年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査42.5%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導26.2%以上（被保険者）が達成できるよう、効果的な取組を推進する。</p>	<p><b>【参考指標】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・健診実施者数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船員保険（40歳以上被保険者）</td> <td></td> <td>14,805人</td> </tr> </table>	・健診実施者数			船員保険（40歳以上被保険者）		14,805人																		
・健診実施者数																									
船員保険（40歳以上被保険者）		14,805人																							
<p>(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>																									